

第 4 次朝来市環境基本計画の基本的事項

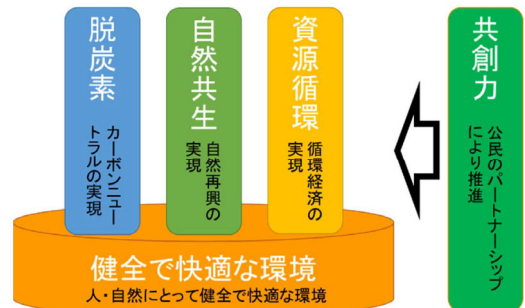
1. 計画策定の背景・目的

朝来市では、平成 21 年 2 月に制定した「朝来市生活環境保全条例」に基づき、平成 22 年 3 月に「朝来市環境基本計画」を策定しました。その後、平成 27 年 3 月に「第 2 次朝来市環境基本計画」、令和 2 年 3 月に「第 3 次朝来市環境基本計画」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定し、望ましい環境像「人と自然が共生し 歴史・文化を育む 快適なまち 朝来市」の実現に向けて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

しかしながら、近年、カーボンニュートラル（脱炭素）の実現に向けた省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入などの推進をはじめ、サーキュラーエコノミー^{※1}（循環経済）の実現に向けた食品ロス削減やプラスチックごみの削減・リサイクルなどの推進、ネイチャーポジティブ^{※2}（自然再興）の実現に向けた生物多様性保全の推進など、環境を取り巻く動向は大きく変化しています。

令和 6 年 5 月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿を、「環境保全とそれを通じたウェルビーイング（高い生活の質）が実現できる循環共生型社会の構築」としています。その実現に向けて、カーボンニュートラル（脱炭素）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）等といった個別分野の環境施策を相乗効果が出るよう統合的に推進し、トレードオフ^{※3}を回避しつつ、環境・経済・社会課題の同時解決を図っていく方向性が示されています。

また、現在策定中の兵庫県の「第 6 次兵庫県環境基本計画（仮称）」では、計画の目標を、「県民一人ひとりにとっての豊かな環境、ウェルビーイング（高い生活の質）を確保し、将来にわたる持続可能な環境・経済・社会を実現する」としています。その実現に向けた施策体系として、「脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とし、環境価値を創出」、「人と自然にとって健全で快適な環境を確保し、これを土台として環境施策を展開」、「共創力を発揮するとともに、その担い手を育成」が示されています。



「第 6 次兵庫県環境基本計画（仮称）」
の施策体系

このような背景のもと、第 3 次計画の計画期間が令和 6 年度末をもって終了することから、朝来市が抱える環境課題を見つめ直し、環境を取り巻く動向の変化、国や兵庫県の環境政策の動向を踏まえて、新たな 10 年間で推進すべき環境施策を掲げる「第 4 次朝来市環境基本計画」（以下、「第 4 次計画」という。）を策定します。

※1：従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、廃棄されていた製品や原材料等を「資源」と考えて、廃棄物を出さずことなく資源を循環させる経済の仕組みのこと

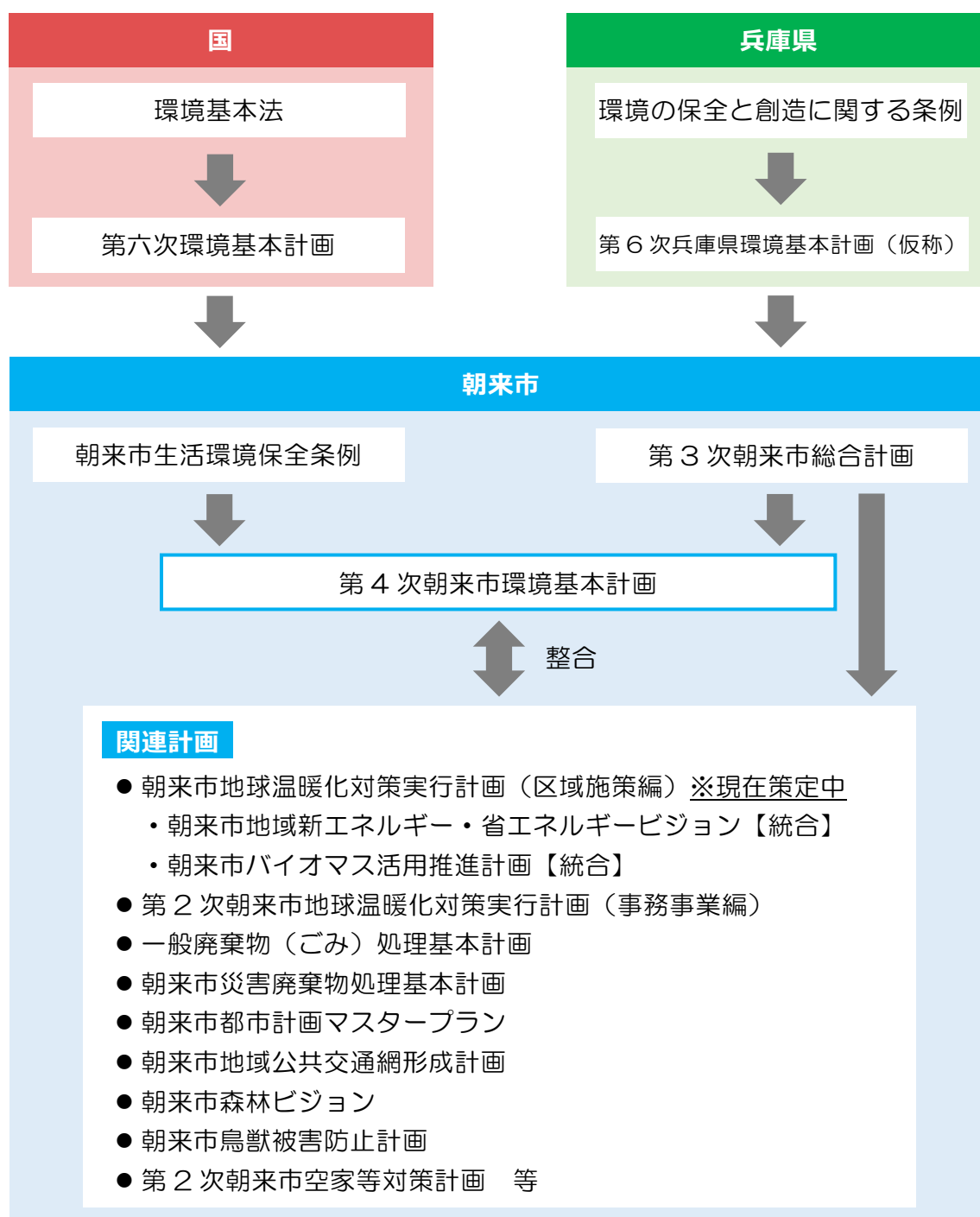
※2：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

※3：何かを達成するためには何かを犠牲にしなければならない関係のこと

2. 計画の位置づけ

第4次計画は、「朝来市生活環境保全条例」に位置づけられた計画であり、朝来市の最上位計画である「第3次朝来市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。

また、上位計画となる国の「第六次環境基本計画」や「第6次兵庫県環境基本計画（仮称）」の内容を踏まえるとともに、朝来市の関連計画との整合を図りつつ、朝来市が展開する環境施策や、市民・事業者の環境に配慮した取組に対して基本的な方向性を示す計画です。



3. 計画の期間

第4次計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

ただし、今後の環境を取り巻く動向の変化等に的確に対応していくため、令和12年度を目処に必要な応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

第4次計画で対象とする環境の範囲は、下表に示すとおりです。

区分	環境の範囲	
脱炭素	● 省エネルギー ● 気候変動 等	● 再生可能エネルギー
自然共生	● 森林 ● 水辺 ● 自然とのふれあい 等	● 農地 ● 動植物
資源循環	● ごみの3R	● ごみの適正処理 等
健全・快適	● 大気汚染 ● 騒音・振動・悪臭 ● 有害化学物質 ● 景観	● 水質汚濁 ● 土壌・地下水汚染 ● 公園・緑地 ● 歴史・文化 等
共創力	● 環境学習・環境教育	● 環境保全活動 等